

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	ENGINE (国外修理) -----	2補LPS-AW280417	
		大臣承認	年 月 日
		作成	令和 5年 4月 10日
		改正	年 月 日
			年 月 日
作成部隊等名	第 2 補給処		

## 1 総則

### 1.1 一般

この仕様書に規定する内容と引用文書に規定する内容とが相違する場合は、この仕様書に規定する内容が優先する。

### 1.2 適用範囲

この仕様書は、表 1 に示す調達物品の役務について規定する。

表 1 - 調達物品

No.	S/N	P/N	品名	備考
1	2835-413-1449-5Z2	380722-1-1	品名又は件名と同じ	本物品は、米国より輸入したものである。

### 1.3 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、2補LPS-A00005の1.2 によるほか、次による。

### 1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 仕様書

2補LPS-A00005 航空機等外注整備 (国外) 共通仕様書

#### b) その他

J. T. O. 00-10-2-CD-1 航空自衛隊航空機等整備基準

### 1.5 調達品目・数量

調達品目及び数量は、調達品目表による。

## 2 役務に関する要求

### 2.1 一般

役務に関する要求は、2補LPS-A00005の箇条2 による。

### 2.2 整備作業の種類

品 名	ENGINE (国外修理)
-----	---------------

整備作業の種類は、国外修理とする。

### 2.3 整備作業の工程

整備作業の工程は、2補LPS-A00005の2.2.2による。

### 2.4 整備作業実施要領

#### 2.4.1 一般

整備作業実施要領は、2補LPS-A00005の2.3による。

#### 2.4.2 国外出荷時の処置

契約の相手方は要修理品を官側より受領した後、輸送に耐えうる梱包状態でない場合は、国外に輸出する前に再梱包を実施する。

#### 2.4.3 受入点検

受入点検は、次による。

a) 2補LPS-A00005の付紙A. 1の2.2による。

b) J. T. O. 00-10-2-CD-1の第Ⅲ節（以下、整備記録という。）に示された必要な整備記録が添付されていることを確認する。添付されていない場合は、整備記録に従って記録を行う。整備記録の確認は次のとおりとする。（以下、1）～3）をまとめてDD FORM 829シリーズという。）

- 1) 航空機等履歴簿 (DD FORM 829)
- 2) 改修指令実施記録 (DD FORM 829-1)
- 3) 重要履歴諸元 (DD FORM 829-2)

#### 2.4.4 製品点検

製品点検は、次による。

a) 2補LPS-A00005の付紙A. 1の2.9による。

b) DD FORM 829シリーズの必要事項を記載する記録を行う。

### 2.5 整備作業の打切り

調達物品の整備作業の打切り及びその処置については、2補LPS-A00005の2.4による。

## 3 品質保証

品質保証は、分任支出負担行為担当官の定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

## 4 出荷条件

### 4.1 一般

出荷条件は、2補LPS-A00005の箇条4による。

### 4.2 残時間等の記録要領

残時間等（1 500 時間）の記録要領は、2補LPS-A00005の4.3による。

### 4.3 使用可能（合格）物品票への記載

DD FORM 829シリーズがある場合は、使用可能（合格）物品票の余白等に“履歴簿在中”と記入する。

### 4.4 DD FORM 829シリーズの添付

DD FORM 829シリーズに必要な事項を記入し調達物品に添付する。この要領について疑問がある場合は、第2補給処整備部整備技術課へ照会する。

なお、記入要領については5.2による。

### 4.5 修補等請求期限の表示

契約の相手方は、調達品の官側への引き渡しに先立ち、当該調達品の航空機等履歴簿の重要履歴諸元欄に“修補等請求期限〇年〇月〇日”と表示する。

品名	ENGINE (国外修理)
----	---------------

なお、修補等請求期限については、和暦とする。

## 5 その他の指示

### 5.1 一般

その他の指示は、**2補LPS-A00005の箇条5**による。

### 5.2 DD FORM 829シリーズの記入

DD FORM 829シリーズの処置は、次による。

- a) DD FORM 829シリーズは、エンジンを受領した日から官側の領収の日まで整備記録に従って最新の状態に記録維持する。
- b) DD FORM 829シリーズが紛失又は損なわれた場合は、新しく契約の相手方において作成し、判明し得る範囲内で整備記録に従って記録を行う。
- c) **2.4.3 b)**の作業を実施した記録を重要履歴諸元に記録する。